

財団法人新潟県国際交流協会の後援及び共催に関する標準事務取扱要領

(趣旨)

第1条 財団法人新潟県国際交流協会(以下「協会」という。)が、他団体と共催する事業及び他団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

(承諾の基準)

第3条 共催・後援(以下「共催等」という)の承諾は、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承諾基準
 - ア 国若しくは地方公共団体またはそれらの機関
 - イ 学校等の教育機関又はその連合体
 - ウ 公益団体
 - エ 新聞、テレビ等の報道機関
- (2) 事業目的及び内容についての承諾基準
 - ア 県民の国際理解を深め、国際親善を促進するための催し、または外国人の日本・新潟への理解の増進に寄与する催しであること。
 - イ 営利・政治・宗教活動を目的としない事業であること。
 - ウ 事業への参加が一般県民に公開されていること。
 - エ 日程と活動内容が具体化していること。
 - オ その他理事長が認めるもの。
- (3) その他の承諾基準
 - ア 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - イ 事業の開催について、危険負担が十分に考慮されていること。
 - ウ 過去に共催等をしたものについては、承諾の条件が遵守されているものであること。

(承諾の手続)

第4条 共催等の承諾は、次の各号の掲げる手続によるものとする。

- (1) 共催等の承諾を受けようとするものは、あらかじめ別記様式第1号により申請を行なうこと。
- (2) 承諾の通知は、別記様式第2号による。
- (3) 事業を行なうに当り、違法又は著しく公益を害する等、理事長が不相当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

(報告)

第5条 共催等を受けた事業の主催者に対し、別記様式第3号により当該事業の報告を求めることができる。

附則

この要領は、平成19年2月1日から実施する。